

第 5 回 檜原市小学校通学区域検討委員会 会議録

日時：平成 20 年 7 月 9 日（水）午後 2 時～

場所：かしはら万葉ホール 3 階 教育委員会室

【出席委員】 12 人

喜多俊幸・吉田明史・杉井康夫・中井靖教・横尾敏雄・  
氏田節子・田ノ上知津・奥田英人・岸田康治・杉本和子・  
工藤英俊・松村全計

【事務局】横山総務次長・中西教委総務課長・吉田学校教育課課長補佐  
栗原教委総務課長補佐・米田学校教育課指導主事・吉田学校教育課  
指導主事・龍田学校教育課主事

（事務局：吉田）

第 5 回檜原市小学校通学区域検討委員会を開催いたします。

（議長）

当初の予定では、もう少し早くお集まり頂いてご審議頂くところでしたが、事務局の異動等がございまして、遅くなりましたこととお詫びいたします。つきましては、本日予定致しておりましたように、中間まとめをご審議頂く事を中心議題とさせていただきます。なお本日、新しく委員さんになられました方を後ほど紹介させていただきますが、ご審議の程宜しくお願い致します。

この度、議会の役員改選であるいは、行政からの委員の人事異動で新しく委員になられました方々を紹介させていただきます。

《委員名簿（P2 参照）》

学識経験者として、市議会議長の杉井康夫委員

関係行政機関の職員として、教育総務部長の松村全計委員

両委員さんどうぞ宜しくお願い致します。

本日は、吉村委員と西村委員が所要の為欠席でございます。そのあと 3 名の委員が遅れるとの事ですが、続けていきたいと思っております。

設置要綱に照らし合わせまして、半数以上の出席がございまして会議が成立する事を宣言させていただきます。

会議の運営方法につきまして、審議事項が非公開事項に抵触すると見込まれる審議事項は、審議に入る前に一部または全部につきまして皆様方にご審議頂く事になっております。

本日の議題につきまして、事務局から説明お願い致します。

（事務局：横山）

今回、ご審議頂く内容につきましては、本日の次第の事務局による資料説明及び討議につきまして、公開してもとくに支障がないと思われまので、公開の審議になろうかと考えております。各委員のご了解を宜しく申し上げます。

(議長)

公開とさせて頂いてよろしいでしょうか。

そのように取り計らいをさせていただきます。

本日の傍聴希望者につきましてはいかがでしょうか。

本日は傍聴希望者無しという事で進めさせていただきます。

事務局のご紹介をして頂きます前に、今年の 11 月から教育長が不在となっておりましたが、前回の会議以降の 3 月 22 日に新しく吉本教育長が選任されましたので、本日ご挨拶を頂きます。

(教育長)

《教育長あいさつ》

(議長)

吉本教育長の意を戴し継続的にご審議賜ります様お願い致します。

ここで教育長は公務の為退席致します。

《教育長退席》

(議長)

本日から新たにお加わり頂きました事務局の職員の紹介をお願い致します。

(事務局：横山)

4 月 1 日の異動で事務局内たくさんの異動がございましたので、改めて事務局職員を紹介させていただきます。

中西秀明総務課長・吉田雄一学校教育課課長補佐・栗原照仁総務課課長補佐・龍田昌典学校教育課主事・米田俊彦学校教育課指導主事・吉田徳弘学校教育課指導主事・横山潔教育総務部次長でございます。宜しくお願い致します。

(議長)

どうぞ宜しくお願い致します。

早速でございますが、本日の議事に入ってまいりますので、進行ご協力宜しくお願い致します。議事に移りますが、本日予定しております議事は、今後のスケジュールについて、中間まとめ案について、次回の会議の日程・事務局からの連絡が有ればお受けするという事にさせていただきます。先程申し上げました様に本日の会議では中間まとめを出していく案についてご意見を頂きたいと思っておりますのでご審議宜しくお願い致します。また、中間まとめにつきましては 8 月 25 日から 9 月 16 日の間にパブリックコメントを市民の皆様にお知らせして参りたいと思っております。本日の会議は傍聴者がおりませんが、公開でございますの

で極力個々の学校名や地名等のご発言につきましては、十分ご配慮頂きます様  
お願い致します。

議事の(1)今後のスケジュールについてに入ります。

(事務局：米田)

檜原市小学校通学区域検討委員会スケジュール改定案をご覧ください。

《スケジュール改定案（P3参照）》

当初の予定より第5回検討委員会が遅れておりますので、その後の日程を変更  
させて頂きました。

パブリックコメントを8月25日から9月16日に実施させて頂きます。

広報8月20日号で市民に広く周知していきたいと考えております。

第6回パブリックコメントに対する意見交換を、当初9月でありましたのを10  
月に。第7回統括審議を、当初の11月を12月に。第8回答申を、1月予定し  
ていましたが2月に。6回・7回・8回をそれぞれ一ヶ月ずらさせて頂きました。  
今後の日程について検討の方宜しくお願い致します。

パブリックコメントの実施という事でそれを求める様式を添付させて頂いてお  
ります。これもご覧頂きたいと思えます。4枚綴りになっておりますが、公開  
資料と致しましては、2つの資料。公表方法としましてはホームページと閲覧  
場所を設けるという事で二通りの公表方法をとっております。閲覧場所につ  
きましては、4箇所を考えております。対象者は市民。意見募集期間は8月25  
日から9月16日、意見の提出方法としましては、直接・郵送・FAX・電子メ  
ールでの四通りという事で記載させて頂きます。また、意見の取り扱いにつ  
きましては、この四点を優先として記載しております。問い合わせ先は、学校教  
育課とさせて頂いております。

通学区域検討委員会の日程・パブリックコメントを求める様式につきまして御  
検討頂きたいと思えます。

(議長)

事務局から今後の日程と、パブリックコメントの出し方・要綱についての説明  
がありました。まず、日程についてお諮りを致します。今日、中間まとめを致  
しまして、パブリックコメントを求めた後、後3回で答申をしていきたいと考  
えております。当初ご了解いただいておりますが、日程が変更されておりますので、  
ご了解をお願い致します。なお、これにつきましても日程調整等事務局でお願  
い致します。

続きまして、パブリックコメントの実施についてですが、様式で示していま  
すのでご覧ください。

《パブリックコメント様式（P4～7参照）》

表紙に「檀原市小学校通学区域委員会（中間まとめ）」に関するご意見を募集します。という表題で、下記にコメントを入れます。他のパブリックコメントの様式を見ましてもこのようになっておりますので、良いかと思えます。

公表資料につきまして、公表方法につきましては、ホームページ・閲覧の二種類。対象者は市民（檀原市に在住、在学、在勤する者）、意見の募集期間は平成20年8月25日（月）から9月16日（火）迄という事ですが、檀原広報に掲載する関係で8月25日という設定を事務局の方でして頂きました。期間についても意見がございましたら、お願い致します。

意見の提出方法につきましては、冊子にありますように、直接・郵送・FAX・電子メールという四つの方法で提出して頂くという形をとります。

（事務局：横山）

8月20日号の広報かしはらに掲載するということですが、「ホームページにこのようなご意見等を募集します。」というのを掲載するのであって、「中間報告を広報に掲載する」という意味ではありません。中間まとめそのものを掲載するものではありません。ホームページに案内等を掲載しますという案内を広報に掲載するという意味です。

（議長）

檀原広報につきましては、広報資料の全文を掲載するのではなくて、このような形でパブリックコメントを求めています。というお知らせを掲載するという事です。

意見の取り扱いについて、四点の提出方法が載せられております。

- (1) 頂いたご意見は「檀原市小学校通学区域検討委員会」考え方と一緒に意見の内容を檀原市のホームページなどで公表します。
- (2) 個々のご意見に対して直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承承願います。
- (3) 意見を提出する際に記載頂いた氏名・住所・連絡先は、頂いたご意見の内容確認のためのみに利用します。
- (4) 意見を提出する際に記載頂いた個人情報、十分注意して取り扱うとともに、檀原市個人情報保護条例に基づき適切に管理いたします。

という注意事項を添えておられます。問い合わせについては、学校教育課になります。

ご意見があればお願い致します。

（氏田委員）

インターネットは檀原市で普及率はどれ位ですか。

（事務局：横山）

かなりのアクセスがありますと聞いておりますが、どれほどの普及率かは、わかりません。

(議長)

他にございませんか。

(工藤委員)

対象者は市民となっておりますが、この表現では厳密には市民とは限らないですね。在勤・在学となっておりますが、他の市町村から来られている人もおられますよね。表現を変えても良いのではないかと思います。

(議長)

どのように変えるか、意見をいただけますか。

(事務局：横山)

冊子に載っている( )の記載を前面に出せばわかり易いのではないのでしょうか。

(議長)

三つの要件で、檀原市内で在住する方、在学する方、在勤する方という方法で宜しいのでしょうか。

(事務局：横山)

極端に言えば、勤めておられる方、学校に来ておられる方については、通学区域に関係ない。市民と簡単に表現した方が良いのではないかと。

(議長)

市民で括ってあるから、在勤や在学で市民でない方があるからというご意見であると思いますが、通常この三つの要件をしているのが多いです。檀原市内に在住する者・檀原市内の学校等に在学する者・檀原市内に在勤する者。

(事務局：横山)

幅広く意見を聞くというのであれば何らかの形で、檀原市に関係する者というのは分かります。

(事務局：中西)

参考になるか分かりませんが、幼稚園適正配置検討委員会を平行してさせて頂いておりますものについては、市内在住の方という事で市外の方は排除させて頂いております。対象者市内に在住する方と簡単な記載方でさせて頂いております。

(議長)

事務局から在勤・在学の者からも広く意見を聞きたいという趣旨の説明がありました。いかがでしょうか。

(事務局：横山)

他の検討委員会と差別化をもっておいた方が良いので、市内に在住とさせていただきます。

(議長)

それで宜しいでしょうか。

(田ノ上委員)

市外在住の学校等の教員は意見が言えないという事でしょうか。

(議長)

もう少し広く意見を求めるのであれば、先程申し上げたような三つの条件で示している事が多いです。

(吉田委員)

教員も答えられる。

(議長)

教員も答えられるようにするのか。しないのか。です。

これまでの審議の過程からいうと、在勤する教員の意見も聞くという方向でまとめをしてきた方向性はあります。

(中井委員)

個々のご意見には回答いたしません。予めご了承ください。と明記されておりますので、良いのではないのでしょうか。

(議長)

広く求めて良いということですか。

(中井委員)

個々に返信するのであれば、限られた人でなければいけませんが、回答しないのであれば良いのではありませんか。

(杉井委員)

実際、してくれる人はおられるのでしょうか。広報を見て、ホームページまで開いてまで。PTAの会合でなら意見も出るかと思いますが、市に直接意見をしてくれる人がいるのか。その点は私も関心はありますが。

(事務局：横山)

幼稚園の方は一件だけありましたけれど。

(議長)

県で行った時、私が携わった件は、かなり多くの意見がありました。

(岸田委員)

PTA関係者には意見をだして頂かないと、市へのご意見もどれだけ出てくるかわかりませんし、審議の声掛けはしていきたいと思います。

最後に意見を求めますが、また最初に戻るということもありえます。

(中井委員)

前段でこの様な意見が出ておりますが、要するに、中間のまとめがどの様になるかで最後がかなり変わってくると思われまふ。非常にリアルので有ればかなり関心を示して頂けるでしょうが、総花的な方法であれば、この程度のものかと、今後、状況の中で検討する由があるのだろうか。抽象的な意見であれば、また違つた検討をしなければいけません。

今は、この件にこだわらず、全般的にすべての意見の検討をしてみたいかがでしよう。皆様の関心がどこにあるのか。という事も分かつてくるのではないでしようか。

(杉井委員)

意見があるのは、何処の場所を良くしろ。とかの意見が出てくると思ひますが。そのような意見が出て、行動しなければ、何故何もしないという意見が出ると思ひますが。難しいと思ひますよ。例えば、私の家の裏にある路地を通りやすくして欲しい。この様な意見が出た場合、答えを出さないのは無責任になりまふし、答えを返さなければならぬ意見についてはどの様にするのか。

(中井委員)

今、議長が言われたように、中間報告が出ていればまた検討するが、今そこまて神経質にならなくても良いのではないか。状況を見て判断してはいかがでしよう。

(議長)

保留という事で進めさせていただきます。本文を見て頂いて、もう一度検討するという事で次に移らせていただきます。

本文につきまして、事務局から説明を頂きます。

(事務局：米田)

「小学校の通学区域の在り方に関する基本的な考え方」に関する中間まとめ(案)をご覧ください。

《資料 24 参照》

(1)検討にあたって、という部分ですが、これは検討委員会設置について触れさせて頂くと共に、小学校通学区域見直しについて、教育長より検討委員会に出された諮問分を掲載しております。その諮問を受けて、提言を出すために検討委員会がどの様に取り組んで来たかを書かせて頂いております。そして、検討委員会ではどの様な議論をしてきたのかを経緯として、会議で話された事柄をまとめております。

そして、中間まとめの文言のあとに(2)検討事項からは、今までのその項目で検討してきた内容という事で、四つの基本方針に括られていたと思ひます。

イ・ロ・ハ・ニの順で、まず通学距離・通学時間について。通学の安全性・利便性。児童の交差する校区・町を分割することについて。そして、通学路の防犯面からの安全性という事でまとめさせて頂きました。

(議長)

重要なところは読んで頂けますか。

(事務局：米田)

## (2) 検討事項

### イ) 子供の通学距離・通学時間が短縮できないかを検討すること

現在通っている小学校より距離的に近い学校が存在し距離及び時間が短縮できる一方、中学校区になると、通学する学校によっては逆に距離が遠くなるという点が生じる場合もあります。通学距離・通学時間が短縮できる学校への通学について、検討する必要があります。

### ロ) 基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性を図ることができないか、検討すること

小学校の分離新設に際しての通学区域は、道路・鉄道網を配慮してきました。しかし、その後の市内道路の整備状況は著しいものがあります。幹線道路における横断歩道や歩道橋の利用により通学している状況がありますが、基幹道路横断の回避により通学の安全性・利便性が図れる学校への通学について検討する必要があります。

### ハ) 通学距離を短縮する方向で検討する際、地域を分断することへの影響について十分考慮し検討すること。

通学時に、他の校区の児童の通学と交差する事象が見受けられる地域や交通機関を利用して通学している現状があります。通学距離を考えた際、校区変更により安全性・利便性が図れますが、校区が変わることにおいてさらに地域を分断することにつながる場合もでてきます。すでに分断されている町においては、現在、学校行事は小学校を中心に行い、社会教育面等では自治会を中心を実施するという問題が生じており地域の方々の混乱を招いているところもあります。校区を考える上で、更なる分割は避けなければなりません。地域の理解を得ることができるかという点も考慮に入れ、検討する必要があります。

### ニ) 通学路の防犯環境面からの安全性を図ることについて、児童の安全確保を考慮し、保護者の不安を解消する方向で検討すること。

各学年で下校時間が異なるため、児童一人で人通りの少ないところを下校することに保護者は不安を抱かれ、遠回りをしての下校や保護者が送迎されているなどの現状があります。安全性・利便性を確保する点で、児童、保護者



の不安も解消できる学校への通学について検討する必要があります。  
以上、上記（イ）（ロ）（ハ）（ニ）を基本として、通学区域の検討をしていく。

（３）通学区域の検討事項にあたっての配慮事項

- ①現在の中学校区を基本とする。
  - ②地域の課題や実情を踏まえ、地域の自治会の意見を尊重して考えていく。
  - ③既存施設（学校）の収容能力を配慮する。
  - ④変更により、学校運営に支障をきたすことがないようにする。
  - ⑤通学距離と安全性・利便性のどちらを優先するかではなく、総合的に考える。
- 以上、教育長から諮問された事項に対しての「小学校通学区域検討委員会」の中間まとめと致します。

ご検討の方宜しくお願い致します。

（議長）

ただいまご説明頂きました案につきましては、前回の終わりにまとめて申し上げました様に、事務局の方でまとめて頂いて、委員長と副委員長で検討させて頂いているところでございます。今、読み上げて頂いた部分がホームページに先に出てしまっているという事に支障があれば、議事録から削除してください。

（事務局：横山）

今日、検討頂いてから、パブリックコメントをもとめるので、支障はないです。

（議長）

まず、柱立てを「検討にあたって」という事で、教育長から諮問のあった内容につきまして、まずは記載をし、その後に第1回から第4回までの検討委員会の内容について、ご承知いただくために内容についても構成をさせていただきました。委員の皆様に出席を願って検討した部分につきましての事です。二つ目の「検討事項」としまして、朗読いただきました。この委員会で検証軸としてきた、四つの柱に基づいて、結果と内容について記述をさせていただきました。

なお、これらの検討の際に出て参りました、留意事項・配慮事項につきましては五つにまとめて表記する体裁をとっております。

まず、柱立てについてご意見ございませんか。

（中井委員）

前回合意頂いた事案について、確認もしていますので良いと私は思うのですが。

（議長）

他にございませんか。

（横尾委員）

ちょっと心配しますのは、通学区域検討という事ですが先程岸田委員が言われたように元に戻ってくる可能性がありまして、市民の皆様はどの地域が見直されるのか、心配されている事だと思います。問い合わせがあった場合については、事務局からの返答はどの様にされるのか。

(議長)

この委員会において、審議をしながら各論も総論もだして、答申を出しまして具体的に、各関係機関・自治会に事務局から伝えていき、各論についてはこの様にこなしていくという道筋であったかと思えます。そのため、この様なまとめになっている。

(杉井委員)

現実肯定という事で、校区を変更する等のことではないのですね。通学路のことですね。現状をいかにしていくということではないのですか。

(事務局：横山)

検討委員会の中で校区も含めご検討いただき事務局へ提言を頂くというものです。

(杉井委員)

提言を出すだけで、返答も何もないなら、この話し合いが無駄ではないでしょうか。

(事務局：横山)

色々な立場の方に参加頂いて、色々な意見・提言を受けまして、それを元に事務局が考えていく。

(杉井委員)

私事ですが、晩成校区で一番北の端で耳成西小学校が近いのに晩成校区。縄手町なら晩成小学校が横にあっても鴨公小学校という事をふまえて、この校区は変わりません。という事を念頭に話し合いをしなければ、話の方向性が何処に向かうか分からなくなります。という私の意見ですが。

(事務局：横山)

この関連した意見は頂いておりますが、パブリックコメントを求めるにあたり個々のケースを出していけば、混乱を招きかねるということで、今、検討しています。

最終校区の変更になれば、個々の問題として検討することになってきますが、検討委員会としましたら、総括的なものとして検討頂きたい。

(杉井委員)

しかし、たたき台がなければ話し合いにならないのではないのでしょうか。

私事を例にだせば、晩成校区のものに耳成西へ校区の変更というのは、保護者

から苦情が出ると思います。そのような前提を踏まえて話し合いをしないといけないのではないのでしょうか。

(岸田委員)

中間まとめに五つの配慮事項を入れてしまえば、意見の出しようがないのですが。

この委員会の中で距離・安全性などを考えているのに、現在の中学校区を基本としたら校区の変更ができないのであれば、話し合いもできないのではないのでしょうか。

(事務局：横山)

中学校区は変えられませんが、その中の小学校区を検討して頂いた中にも入っていたと思うのですが。

(議長)

校区を変えなくても、校区の安全性・利便性についても検討してきたものでありまして、しかし、安全性や利便性につきましても基幹道路ができたり、その他の道路につきましても危険性が出てきたりなど、具体的な意見も出しながら、総括的にまとめてきましたから、通学区域の校区変更もあるということで審議を進めてきたところです。

(岸田委員)

前回、私は参加させて頂いていますが、ゆくゆくは学校校区の変更を念頭において通学区域の見直していかなければいけないと、意見されていたと思いますが。

この様に校区を変えないといわれたら、距離の遠い学校に通っている生徒はどうしたら良いのですか、スクールバスを出してくださいと、市・行政に対して要望が出てくるとと思いますが、どの様に対応するのですか。

今後、何年か先に檀原市の小学校が少子化で人数が減少している時に、その対応をどうされるのですか。

(吉田委員)

中学校区を基本するというのは、配慮事項で、小学校区を変えていく時に、中学校区の変更まで含めての変更は避けて行いましょう。という趣旨の事で、はじめから中学校区を変更しないという事を前提にするのではなくて、あくまでも小学校区を考えていて、中学校区まで変更するのは、やめておこうというのが、配慮事項であると思います。

それでも、中学校区まで変更するのはその後の議論になってくると思います。前回の議論は踏まえられているので、私はこれでよいと思います。

(氏田委員)

寺田町などは、今井小学校は近いが真菅小学校迄いかなければいけないという事で、今井小学校なら大成中学校になるので、先程言われたように、中学校区は変わらずということですか。

(杉井委員)

どの様にしたいのでしょうか。

(岸田委員)

パブリックコメントを出して貰っても、前回頂いた小学校の資料・PTA 役員さんの意見・学校の意見等がこの様な同じ意見が出てくると思います。人数が何名程度の意見が出てくるのかは分かりませんが、

(事務局：中西)

**検討委員の皆様方で協議いただくのであって、検討委員さんが、事務局に「役所の考え」とか「教育委員会の考え」などの答えを求める会議をしているのではないのです。**

皆様に意見を出してもらった中で、パブリックコメントを求めるために今回まで意見を積み上げてきたもので、個々の委員さんの意見をまとめていただければと思います。

教育委員会としましては、提言を出していただいた後、その意見を採用するまたは採用しないなどを考えさせていただく、というようにしていきたいと思えます。

15 人の委員さんが検討委員会を出して頂いた意見を教育委員会に提言していただくという事で、そのために今、検討委員会として一旦市民の声を聴こうという方針を出しておられますので、今回その提言をまとめるにあたっての、この文章、この表現で良いのかというのを検討いただければと思います。

(杉井委員)

その後の本市における土地整備状況は著しいものがあります。とプリントに有るように、八木中学校を例に見ても交通幹線の安全性が良くなってきています。昔から比べると、歩道もちゃんと整備されていますので、昔よりも良くなったということ、私は理解しているつもりなのですが。その幹線道路よりも町村の中にある細い道などでの、バイクとの接触事故などが危ないと思えます。

ですから、最近作って頂いた道路については、その趣旨の配慮はなされていると思えます。スクランブル交差点につきましても、信号等で整備されていると思えます。その大きな道路よりもやはり町村の中での事故等が心配です。

後、子どもたちに対しても学校でどのように指導を受けているかはわかりませんが、私が車を運転していて思いますが、大変ひどいと思われれます。そのあたりはどのようにしていくのかと思えます。

(議長)

これまで、歩道橋やトンネル等を含めながら、各校区の地図を検討した結果、現在のような事になってきております。もちろんその中には、事故の発生状況とかを教育委員会の方から、調査・報告を頂いてそのことも含めながら、まとめているものです。その後、個々の状況は実施段階で十分配慮して頂かなくてはいけない事です。

これまで検証軸に基づいて議論して頂きました内容がここに入っていて、このような結果を市民の皆様に御意見を求めて答申をしていくが、これが骨子になりますので、そのことについて御意見を頂けたらと思います。

先ほど申しておりました。配慮事項の①は出すぎでしょうか。かなり出ていたものですし、②も強く御意見を頂いたものでございますので、前に持ってきて配慮事項とさせて頂きました。

何度も確認していましたように、当検討委員会では、小学校の通学区区について机上の論議になる場合もあるかも知れないが、なるべく実情に合わせながら、議論をしていく。その際に幼稚園や中学校区をどうするのか、という意見も出てきましたが、それは、この委員会で検討しないということで進めてきたと思います。そのことから、現在の中学校区を基本として考えて、配慮して頂きたい。このような内容で行っておりますがいかがでしょうか。

ほかに、ご意見頂戴したことが抜けている箇所や変更しなければならない箇所等、他のご意見はありませんか。

骨子につきましては、3つの柱でよろしいですか。

(1)検討にあたってにつきましては、教育長から頂きました諮問内容をそのまま掲載いたしまして、市民の皆様のご理解を頂きながら、これを受けて検討したという趣旨を掲載しております。

(1)のところの後半部分につきましては、検討委員会では、この4つの事だけでなく、多くの資料を頂きながら、あるいは多くの調査を頂きながら、それまでに関係者の意見も頂戴しながら進めてきたことを、ご理解いただけるような第4回までの内容を掲載したいと思います。

こういう体裁ですが、(1)については、いかがでしょうか。

(吉田委員)

(1)検討にあたってのところですが、最初の段落ですが、一文が長いので、2行目で切ってはどうか。「…不安も増大してきました。」ここで切って、「これらのことを踏まえ市教育委員会において、」と。

その次の、「内部検討委員会を経て」というのは、これは直接本検討委員会には係わらないことだと思うので、「市教育委員会において通学区域の在り方の

基本的な考え方について提言を求めるために、」と繋げてはどうかと。  
檀原市小学校通学区域検討委員会という後ろに（以下、本検討委員会という）  
と入れたら、そのあとの本検討委員会というのが、より明確になるのではない  
でしょうか。

2 つめの段落の始めは本検討委員会という書き出しにしては如何でしょうか。  
文章としては分り易いと思います。「本検討委員会は平成 19 年 7 月 25 日に教  
育長から次のような諮問を受けました。」という感じがよいかなと思いました。

（議長）

文章構成・文章の内容につきましても、普通このような場合は本検討委員会を  
カッコで示しますので、このような記載方法でお願い致します。第 2 段落目が、  
本検討委員会では、という前段を受けて初めていくということです。

事実関係等は、諮問書を写しただけですので、次の(2)検討事項に移らせていた  
だきます。

これにつきましては、もう一度お目通しをいただきまして、ご意見をいただい  
ければと思います。

（吉田委員）

体裁の事でございますが、線で囲ってありますが、太字にする方が良いと思  
います。線で囲むと 2 行に渡ったときに不細工なので、太字の方が良いと思  
います。

（議長）

文書体裁については、事務局の方で処理をお願いします。

検証軸は 4 つであったと思うのですが、検証軸 4 つについて、ご意見頂戴でき  
ますか。

検証軸 4 つにつきましては、当初からこの検討委員会で立ててきた軸でござ  
いますので、これでご了解を頂きたいと思います。表記・内容についてはいか  
がでしょうか。

（工藤委員）

ロ)とニ)についてですが、通学の安全性・利便性を図ることができないか、4  
番目については児童の安全確保を考慮し、と書かれているが私の言っていたこ  
とが入っていないです。

不安だけしか書かれていないですね。学校が与えられた中でこれだけの努力を、  
自治会もあわせてやっているということを記載して頂かないと、不安だけでは、  
学校側は何も努力をしていないという事になりかねない。

（横尾委員）

ニ)の所で、地域の見回り活動などを行っているということを記載してほしいとい

うことですね。

(工藤委員)

このような状況の中にあっても、通学の安全について学校、地域、自治会も含めてご協力いただいた中でしている事なので、文言、表現はいろいろあると思いますが少しでも入れていただきたい。そうでなければ、自治会のみなさん、PTA、地域のみなさんに大変失礼な話になると思います。

(吉田委員)

今のは、二)の所ですよ。

(工藤委員)

ロ)の部分です。

(吉田委員)

ロ)については、基幹道路横断の回避のことにに関して書かれていますので、内容も基幹道路を中心に書かれているが、二)は、まさに学校が指導していること、自治会が実施していることなので入れるべきだと私も思います。

ロ)にも必要でしょうか。ロ)に入れるとしたら、項目を少し変えなければならない。

(工藤委員)

基幹道路における横断歩道や歩道橋の利用によりと、あっさり書かれています。これが努力の結果ではないのでしょうか。

(吉田委員)

先程、杉井議長さんが言われた様に、道路も鉄道網もきっちり整備されてきた中で、学校がちゃんと指導してきた。けれども、基幹道路を回避すればより安全に通える道があるのではないかと。この様なニュアンスで書けば、道路を作ったのが悪いとは成らないのでは。

(工藤委員)

道路を作ったのが悪いというのではなく、学校もその中で最大限の努力をしている。私たち学校が、地域の校区を変えられる訳ではないので、与えられた校区の中でがんばっているということが大前提にある。

(議長)

ロ)と二)の部分ですね。

学校関係者が努力しているが、基幹道路を回避すればさらに安全が保たれるのではないかと、という形でどうでしょうか。

(工藤委員)

不安があるのは、確かですね。

(議長)

後は、いかがでしょうか。

大体、頂いたご意見が入っているように思います。色々な事例を出しながら、行っておりますので、いかがでしょうか。

(杉井委員)

この後、答申が出た後はどの様になるのですか。教育委員会ではどうされますか。

(事務局：横山)

答申を頂いた部分について、事務局も検討いたしまして、出来る部分につきましては、地元の自治会と相談をしながら行っていきたい。

(議長)

これを受けて、事務局は事務局案を作って、地元を検討委員会の案と一緒に地元を下ろして頂けると思いますが、私どもはここで答申するだけで、施行にあたっては事務局がやっていただかなくては行けませんので。

(杉井委員)

私たちに相談に来るのは、まどろっこしいのではなく、即、土木にいて、して欲しいという事ですので、何年もかかって話し合いをしたりすることはありません。

迅速に答申を出して頂いて、私たちはまた別の機会をみて話し合うという事でいかがでしょうか。私たちが、昔 PTA をやっていた時から問題になっていたことですから。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(奥田委員)

もう一度確認したいのですが、現在の中学校区を基本とするということですが、小学校校区を変更すれば、自動的に中学校校区も変更されてしまうという事ですし、勿論幼稚園校区も変更になってしまいます。幼稚園は現在通っている幼稚園になるのですか。

(岸田委員)

そのような問いかけの意見が多く出てくると思います。

この中間まとめで、市民に意見を求めたら、パブリックコメントでこのような意見が多く出てくると思います。

(事務局：横山)

意見としては、それで良いと思います。

(奥田委員)

では、小学校区を変更すれば、幼稚園は自動的に変更になるという事ですか。



(事務局：横山)

現状では、そのようになります。

(議長)

そのことにつきましては、ここでは議論しない。この件を議論しようとしたら、全部議論しなければいけないので。

小学校の現状をみて、ここで小学校の議論をするということを基本にやっていますので。

(岸田委員)

最終的には、この検討委員会で何を話したのか、ということになってくると思うのですが、この基本方針を出された丹生教育長は現在おられません。私が思うに、この小学校区の通学区域の在り方を考えるという後ろには、少子化で櫃原市の小学校で人数の少ない小学校をどうするのか、というのが後ろにはあると思います。しかし、今はこの思いを保留して、これ以上言わない様にしたいのですが。

(吉田委員)

私たちは、教育長より諮問を受けて議論しているだけで、諮問の是非は事務局サイドや議長さんが考えて頂けたら良いと思います。私たちの立場は、諮問に基づいて議論しないと、幅が広がってしまうのではないのでしょうか。

もちろん幼稚園は、小学校についているという事を私たちは意識としてありますが、ここで幼稚園の校区までは特に議論しなくても良いのでは。

(杉井委員)

幼稚園は幼稚園の検討委員会がありますし、行なっておられるという事です。

(事務局：中西)

小学校区だけ通学区域を検討していく中には、当初にありましたように、平行して幼稚園の適正配置検討委員会がございます。幼稚園適正配置検討委員会では、その園区というのが問題になっておりまして、ここで連動させると分かりづらいという部分で、小学校区検討委員会として小学校だけを検討して頂きたい。

ただ、今の奥田委員の質問は、幼稚園と小学校は連動しているのか、ということでしたので、していますという答えをお返しいたします。

幼稚園の方には、統廃合という問題を抱えていますし、幼保の連動という部分もありますので、それを考えながら、小学校の通学区域を考えるのは非常に分かりづらいと思いますので、今(喜多)委員長、杉井委員が申されているとおり小学校区だけをお願いしたい。この様になったと思います。

(議長)

何度もそのような意見は出して頂いて、その都度その都度、ご心配をいただいているのですが…。

(奥田委員)

ちょっと待ってください。

例えば運動会の事なんですが、櫃原市の小学校全部が一斉に、同じ日にするわけではありませんね。例えば、小学校と幼稚園が同じ日に運動会をする事も有り得る。同じ校区は幼稚園、小学校が話し合っ、連携をとって行っているわけですが。校区が変われば、同じ日になってしまうという事が起こってくるのではないのでしょうか。

(事務局：横山)

現状では、校区が同じであれば、この様なことはないです。

(議長)

このあたりが、ご意見頂きましたので、ハ)の所 5 行目に「学校行事は小学校を中心に、社会教育面では自治会を中心に実施するという問題」と記載させて頂いていると思います。何度か出てきた意見だと思いますので。

(中井委員)

先程から皆さんが冊子を見られて、この程度か、と感じられたのではないのでしょうか。

要するに、何も具体性が無いのではないか、この様なもので有れば、中間報告をしても、検討委員会で何を検討したのか分からないという思いを持たれて、何を質問したら良いのか。逆に検討委員会の姿勢を疑われる事になりかねない。この様なものが中間報告なのか、と批判的な意見が帰ってくるのではないのでしょうか。私は危惧しています。

おそらく、議会筋もこの様な検討委員会で一度検討してみてもどうだろうか、というのは、もっとリアル性のある提言をするということが、この検討委員会への期待だったのではないのでしょうか。それからすると、この答えが中間まとめで出たときに、みなさんもいかなものかという感じを受けられたかと思います。

この様な形で提出してよいのでしょうか。中間まとめとして、また、パブリックコメントとして意見を求めてまとめる、ということであれば、この中間まとめが委員としてまとめができたということですよ。

この後、パブリックコメントを受けて提言をするのですけれども、先程まで出ていたような批判のような話だけを聴いて整理して、後は教育委員会で物議がでてくる。

この検討委員会の答えとして、これで良いのでしょうか。

まとめの文章の持ち方も、例えば最後 2 行で、「以上、教育長から諮問された事項に対しての小学校通学区域検討委員会の中間まとめといたします。」と記載するのか、「以上、教育長から諮問された事項に対して、今後の具現化に向けての基本となるよう、小学校通学区域検討委員会の中間まとめといたします。」これを十分参考にして、具現化に向けて検討してくださいという言葉をここにもう一度記載するようなことをせめてませんか。

もう 1 点は、下から 7 行目の上方は「ご提言をいただきたく諮問いたします。」これは教育長が述べている事であって、この諮問を受けて、通学区域の在り方の基本的な考え方について提言を出すために、検討委員会ががんばってきた。ここを分けて、提言があったから私たちは議論したのだ、と分けて整理してはいかがかと思えます。

結論では有りませんが、私たちが検討してきたことを、十分踏まえて今後、個々の具現化にむけて十分な参考資料にして頂きたい。こここのところを、もう一押ししておくべきではないでしょうか。

そのようにしたら、市民の皆さんも、検討委員会で検討された事項が、4 つ(イロハニ)が出ていますから、整理して、当然のことですが、当然の事を当然の事として検討委員会で検討した、という事を皆さんに提言したことになるのではないのでしょうか。

(議長)

このままだと、皆さんが消化不良を起こしていると思います。しかし、消化の良いおかゆや二度炊きを食べさせても、栄養になりません。

委員さんは、何処の校区や地域というのは、ひとつずつ紐解いてきましたので、念頭において貰っておりますが、市民の方には確かにそのあたりがあるかと思えます。

しかし、N 地域・N 校区と記載してしまえば、空中分解を起こしかねませんので、そのような意味では、中井委員さんが仰って頂いた様な前文のところでの諮問文と検討委員会の姿勢、努力してきた事については、同じ並列になっているので、区切りをつけて検討委員会がどの様な姿勢でやってきたのかという事を記載するという事と、最後のところで教育長から諮問された事項に対して今後の具現化の基本になるようにという事を記載する。

(中井委員)

先程、委員長が述べた様に、消化不良は皆おこしておるのです。具体的な事は言えないけれど、むしろ市民の皆さんは分かるでしょう。そのような所を、この提言内容の中で十分検討して、良い方向の具現化して下さい。この様な結論的な事を記載してはいかがでしょうか。

(氏田委員)

今、具現化といわれましたが、先程、岸田委員が言われたようなことが入っているのですね。これは 30 年ぶりに行っているわけです。これから、どんどん少子化になってきますので、これから具現化というのは不可欠ですね。

(工藤委員)

実際に動きがあった時に、この 4 点を踏まえた上で通学区域検討をきちんと確定してくださいという事ですね。

(議長)

基本事項は、総論について提言しますという姿勢は、きちりと示しておくということですね。

(吉田委員)

答申も、この基本方針のレベルですね。基本方針に沿って事務局でしっかり具体化してください、というのが答申ですね。

今、中井委員が言われたように最後のところに、具体的な検討に向けて事務局で検討、という言葉があれば分かりやすいです。

(議長)

ありがとうございました。いづらか見えてきました。

(事務局：横山)

今、中井委員が提案された事について、最終答申の段階ではなくて中間報告の段階で記載しますか。

(中井委員)

僕は出した方が良くと思います。

(吉田委員)

中間報告と最終報告の違いは、文言を少し整理するレベルであって、柱が大きく変わるといえるのは、よほどの議論がない限り多分ないのだと思います。また、具体的な地域が出るわけではないので、きっと文言の整理になると思います。本当はこの検討委員会で文言の整理をしないといけないのですが、事務局サイドで今後これが柱になる訳ですから、よりやり易い方向に、丁寧に書き加えられる方が良くと思います。

(議長)

皆さんに頂いたご意見、地名を出さなくても、書いていけば、より良い具体的なものができますが、それでは行政がやらなくてはいけないものも出ておりますし、そこにつきましては考慮いただきまして。

(岸田委員)

意見を出される方は、みんな分かっておられるので、意見を出してくれると思

います。

(議長)

その辺りの事は、前半のこの検討委員会の内容に入れておりますので、必要な書類につきましても、ホームページに出ておりますので、斟酌頂けるかなと思います。

(岸田委員)

この検討委員会に関係ないのですが、櫃原市の小学校の人数が減少して、どこかの学校と合併するというのは、市の方が決定するのか、教育委員会で話しあわれるのか。

(事務局：横山)

具体的にどのような事でしょうか。もっと少子化が進んで、合併する基準があるのか、ということですか。

その基準はないです。

(岸田委員)

ないのですか。

学校によって、1学年1クラスまたは2学年が一緒になっても、統合の話は出てこないのですか。

(事務局：横山)

分かりません。そのような事態になってみないと分かりません。現状ではそのような話はありません。

(工藤委員)

教育効果やさまざまな問題があるので、集団で教育ができないという事であれば、それは早くから取り掛からないといけませんし、基準とかも聞いたことがありません。

(議長)

お時間も少なくなりましたが、意見等が抜けていたなどございませんか。

事務局の方で、議事録を起こして頂いて、細かく精査して頂いておりますが、それでは、ご意見頂きましたものの修正を致しまして、その後は委員長・副委員長で、事務局の方でまとめて頂いたものを見まして、そしてパブリックコメントに付させて頂いてよろしいでしょうか。

その前に、委員さん方に、パブリックコメントの原稿のみをお渡し頂く事務的な設営をお願い頂けますか。

掲載するまでに、委員の皆様にはお送りするという事で、ご了解ください。

それでは、2つめの議事につきましては、これで宜しくお願い致します。

次回、会議の日時につきましては事務局の方からお願い致します。

(事務局：横山)

最初にお配りしたスケジュールで進みたいと思います。

パブリックコメントがどれだけ出るか分からないのですが、出ると仮定しまして、10月中旬以降の26・27・28日で予定しておりますが、こちらの方で段取りをつけさせて頂いて、開催の案内を差し上げたいと思いますので、宜しくお願ひ致します。

(議長)

保留になっていたパブリックコメントの対象者ですが、市民、カッコ括りしていましたが、いかがでしょうか。

在学する者・在勤する者にも意見を求めたいという、委員会の基本的な姿勢であったと思いますが。

(吉田委員)

在学というのは、大学生ですね。

(議長)

はい。大学生です。

(吉田委員)

年齢制限はないのですか。

(中井委員)

在勤というのは先生ということで、例えば、先生が田原本から来られているとか、吉野方面から来られている方もおられるでしょう。そのような方は在勤ですよね。

市内在住という括りになれば、その先生方は発言・提案出来ないという事になりますよね。一番関心があるのは、その様な方々だと思しますので、在勤も入れておけば良いのではないのでしょうか。

(議長)

在勤、企業も含めて良いということですか。先生方のご意見も入れて頂いた方が良いですか。

(工藤委員)

私が申しているのは、市民と後のカッコで括られているものが異なるという事ですので、そのカッコを外して市民を抜けば問題ないと思います。

(議長)

檀原市に在住・在学・在勤する者という事でよろしいですか。

では、そのようにお願ひ致します。

他にございませんか。

(吉田委員)

18歳以上という事をいれないと、小学生も在学ですので。基本的にコメントは18歳以上という基準はないのですか。

(杉井委員)

小学校でも良いのではないですか。最近はパソコンを使うのも小学生が多いですし。

(吉田委員)

基準がなければ、そのままが良いです。

(岸田委員)

中間まとめなのですが、まとめさせて頂いたのを榎原市 PTA 連合会で配布させて頂いて宜しいでしょうか。

(事務局：横山)

ホームページに掲載した以降なら、結構だと思いますが、検討委員会でのパブリックコメント・中間報告ですので、皆さんはどうでしょうか。

(議長)

これについて、修正したものをホームページに掲載しますので、ホームページからプリントアウトして貰って、資料として使って頂いても問題ないと思います。

委員さんが、代表という形ではありませんので、地域に精通した方などがございますので、ここでの資料を外に提供されるより、ホームページよりプリントというかたちでご利用頂いた方が良いかと思います。

(岸田委員)

ホームページを見てくださいと案内させて頂きますが、ホームページ見られないですという意見があって、この資料を頂きたいですという事はどうですか。

(氏田委員)

校長会議等がある。その時にそのような配信があるとお知らせしてはどうでしょうか。

(工藤委員)

校長会でこの様なものがありますので、職員に案内してコメントを求めてください、という事ができますし、市 P の会議でも、市 PTA 連合会として、パブリックコメントの案内ができると思います。

(杉井委員)

この委員会から渡してはいけないということで、個人的にホームページより作成して渡して頂いたら良いと思います。

(事務局：横山)

ただし、ホームページ掲載以降にさせていただくという事でお願いします。

(議長)

他、要項につきましては宜しいでしょうか。

日程につきましては、次回 10 月という事ですので、委員様方の調整を致しまして、ご案内させていただきますので宜しくお願いいたします。

その他でなにかご意見はございませんか。

事務局の方からのご連絡ございませんか。

(事務局：横山)

検討委員さんの委員名簿で、杉本先生が新沢幼稚園から耳成幼稚園に、吉田先生が教育大学教授になりましたので、訂正をお願い致します。

(議長)

今日はどうもご苦労様でございました。